

複数店舗用（※同一口座の場合で2店舗以上申請する時は2店目以降を下記に記入をお願いします）

③ 店舗 情報	フリガナ 店 舗 名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店 舗 所 在 地	〒 - -	市 郡	区 町 村
	電 話 番 号	-	-	
	飲 食 店 区 分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください	<input type="text"/>	<input type="text"/>
同 意 書 の 遵 守	<input type="checkbox"/> P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

③ 店舗 情報	フリガナ 店 舗 名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店 舗 所 在 地	〒 - -	市 郡	区 町 村
	電 話 番 号	-	-	
	飲 食 店 区 分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください	<input type="text"/>	<input type="text"/>
同 意 書 の 遵 守	<input type="checkbox"/> P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

③ 店舗 情報	フリガナ 店 舗 名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店 舗 所 在 地	〒 - -	市 郡	区 町 村
	電 話 番 号	-	-	
	飲 食 店 区 分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください	<input type="text"/>	<input type="text"/>
同 意 書 の 遵 守	<input type="checkbox"/> P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

③ 店舗 情報	フリガナ 店 舗 名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店 舗 所 在 地	〒 - -	市 郡	区 町 村
	電 話 番 号	-	-	
	飲 食 店 区 分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください	<input type="text"/>	<input type="text"/>
同 意 書 の 遵 守	<input type="checkbox"/> P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			



# 取扱店募集のお知らせ

この度、Go To Eat 北海道お食事券事業実施事務局は、  
25%のプレミアムが付いた「Go To Eat 北海道お食事券」を発行いたします。



〈申請期間〉  
令和2年 **10/26** 月 受付開始  
(WEB申請は同日15:00開始)

※申請が集中した場合は、登録完了が利用開始の11月10日に  
間に合わない場合がございます。何卒、ご了承ください。

最終締切  
令和3年 **1/20** 水 まで  
※郵送の場合は同日必着

お急ぎの場合は  
WEB申請を  
お勧めします  
(郵送の場合は  
登録完了まで日数がかかる  
場合があります)

詳しくはホームページをご覧ください  
<https://gotoeat-hokkaido.jp>



【お問い合わせ先】「Go To Eat 北海道」お食事券 取扱店用お問い合わせセンター  
TEL.011-351-8645 受付時間／平日9:00～18:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く令和3年4月30日(金)まで)

【発行者】  
北海道商工会議所連合会

# 「Go To Eat 北海道お食事券」とは？

- 商品券名称** Go To Eat 北海道お食事券
- 販売価格** 8,000円／1冊(税込)
- 発行単位** 額面1,000円×10枚綴／1冊  
(購入額8,000円で10,000円分の利用が可能=25%のプレミアム付)
- 発行冊数** 100万冊／総額100億円
- 購入限度** 1回の購入につきお1人様1冊まで(複数回の購入は可)
- 販売期間** 1次販売:令和2年11月10日(火)～  
2次販売:令和2年11月16日(月)～  
令和3年1月29日(金)まで  
※完売した場合は、その時点で終了

- 販売方法** お住まいの地域の金融機関等  
道内約400ヶ所で販売予定  
※販売店は専用WEBサイトに公開します
- 利用店舗** 店内飲食をメインとする飲食店等  
※事前登録が必要です
- 利用期間** 令和2年11月10日(火)～  
令和3年3月31日(水)まで
- 発行者** 北海道商工会議所連合会

## 取扱対象店舗となるための認証基準

以下1・2全ての項目を満たす店舗を対象とする

### 1.店舗所在地・業種・営業スタイルに関すること

- 北海道内の店舗であること
- 食品衛生法の「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること
- 店内飲食をメインとする飲食店であること  
※テイクアウト専門店・デリバリー専門店は不可  
※「店内飲食をメインとする飲食店」がテイクアウト・デリバリーのサービスを行っている場合は可
- 日本標準産業分類「76飲食店」に該当し、且つ「その場所で飲食させる事業所」であること

#### ○対象となる飲食店の例

- ・食堂、レストラン
  - ・専門料理店(日本料理店、中華料理店、西洋料理店、ラーメン店、焼肉店、カレー店、スパゲティ店など)
  - ・そば店、うどん店、すし店(但し、持ち帰り専門店、宅配専門店は不可)
  - ・居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、ビール園等
  - ・喫茶店
  - ・ダイニングバー、ショットバー
  - ・ファストフード店(但し、持ち帰り専門店は不可)
- ※P2の飲食店区分をご参照願います。

#### ×対象外となる飲食店の例

- ①店内飲食をメインとしないもの
  - ・宅配ピザ屋などのデリバリー専門店
  - ・持ち帰り専門店
  - ・移動販売店舗(キッチンカー)
  - ・カラオケボックス、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など
- ②「76飲食店」であっても、客への接待・遊興(※1・2・3)などを伴う飲食店は不可

- ・キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック、料亭(接待を伴うもの)  
※1風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店
- ※2飲食に伴う通常の業務(食事を出す・飲物を出す等)を超え「特定少数の客に対する会話・サービス行為等」を行うもの
- ※3但し、風営法の許可を有していても本事業に参加している間、利用客に対し接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示している場合は可
- (5)本業が飲食店ではない事業者(建設業、ホテル、その他)が営む店舗であっても、「上記(1)～(3)」に示す対象に該当している場合は可

### 2.感染症対策に関すること

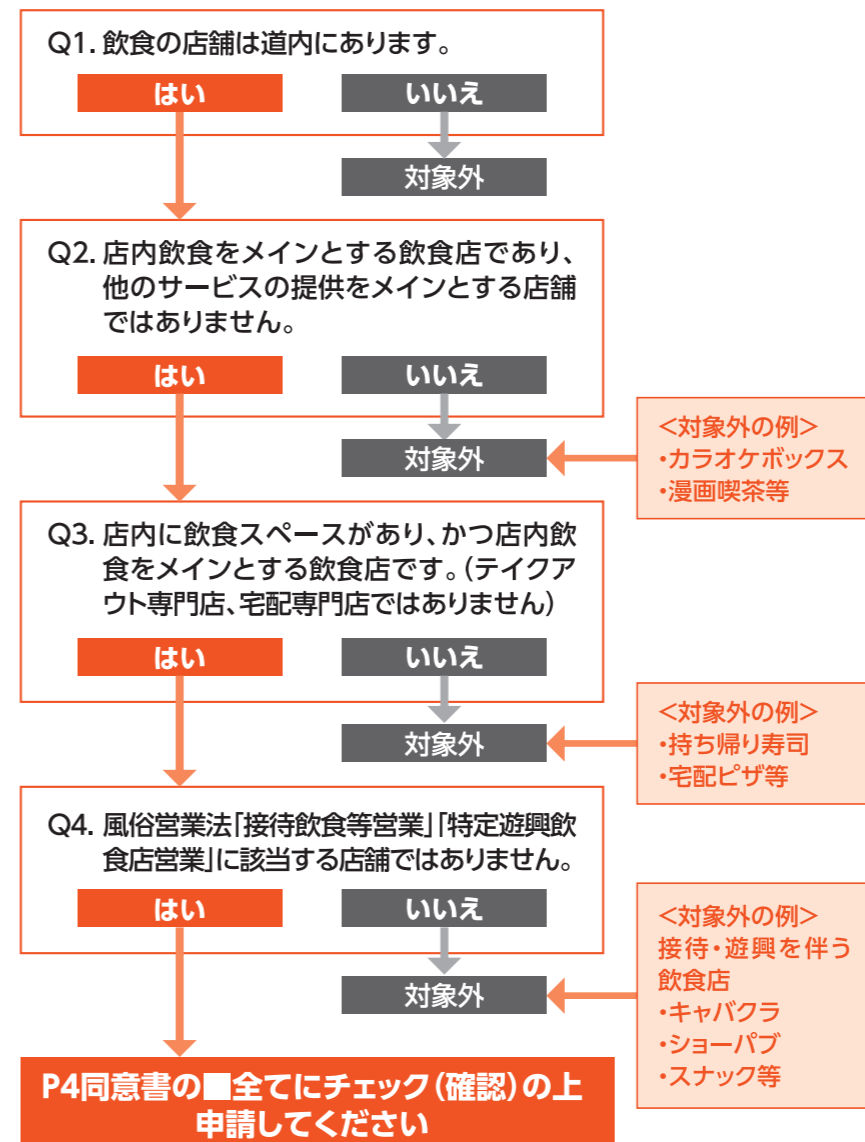
- (1)「新北海道スタイル」を実践し、「新北海道スタイルステッカー」又は「新北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示していること  
※ステッカー・安心宣言は、北海道庁HPからお申込み・ダウンロードできます  
URL/ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm#kouhyou>
- (2)「北海道コロナ通知システム」を導入し取得したQRコードを店舗内に掲示し、利用客来店時又は着席時に登録呼びかけを行うこと  
※QRコードはテーブル・メニューなど、着席した利用者の目につく場所に掲示すること  
※QRコードは、北海道庁HPから登録・取得できます  
URL/ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>

## GoToEat対象飲食店区分

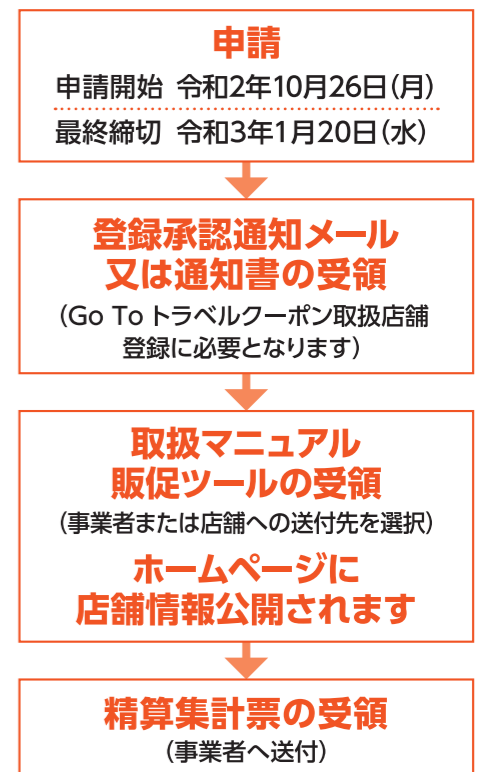
111	一般食堂・定食	154	ホルモン焼	201	ショットバー・オーセンティックバー
112	レストラン・ファミリーレストラン	155	バーベキュー	202	スナック(1～2名で営業 目撃 接待サービスなしの営業)
113	バイキング・ビュッフェレストラン	161	フランス料理・イタリア料理	211	喫茶店・珈琲店・紅茶店・茶房
121	日本料理・郷土料理	162	スパゲティ・パスタ	212	カフェ・フルーツパーラー
122	懐石・割烹	163	その他の西洋料理	221	お好み焼き・焼きそば
123	天ぷら・うなぎ	164	韓国料理	222	たこ焼き・もんじゃ焼き
124	とんかつ	165	アジア・エスニック料理	231	ハンバーガー
125	すきやき・しゃぶしゃぶ	166	インド料理・カレー	232	フライドチキン
126	かに料理・海鮮料理	167	無国籍料理・多国籍料理	241	ベーカリーカフェ
127	丼・鍋	171	そば・うどん	242	イートインのある洋菓子店
128	おにぎり・釜飯	181	すし	243	イートインのある和菓子店
129	その他の日本料理	182	回転すし	244	イートインのあるドーナツ店
131	中華料理・台湾料理	191	居酒屋・大衆酒場	245	イートインのあるサンドイッチ店
132	ぎょうざ	192	焼鳥	246	イートインのあるアイスクリーム店
141	ラーメン・中華そば	193	から揚げ・ザンギ	247	イートインのあるジュース店
151	焼肉	194	もつ焼・おでん	248	イートインのあるその他の飲食店
152	ステーキ・鉄板焼	195	ビヤホール・ビアレストラン	251	その他
153	ジンギスカン	196	ダイニングバー		

※飲食店区分の記載が不明の場合はその他とさせていただきます

## 取扱店条件確認



## 申請後の手順

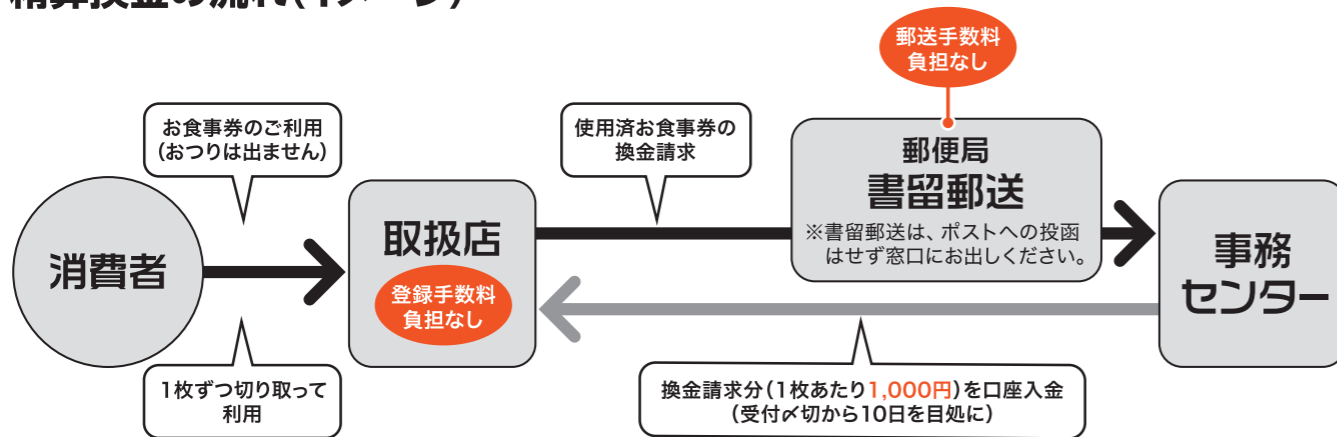


登録承認通知メール又は通知書を受領後、お食事券の取扱いが可能となります。但し、取扱い開始前には必ず取扱店マニュアルを熟読してください。マニュアルが届いてない場合は通知書に記載のID・パスワードで専用ホームページよりダウンロードしてください。

(早めに申請いただいた方でも申請が集中した場合は登録が11月10日のお食事券利用開始に間に合わない可能性があります。又、申請に不備があるものは不備が解消してからの手続きとなりますので、送付が遅くなることをご了承ください)

# お食事券を精算する

## 1. 精算換金の流れ(イメージ)



## 2. 精算に必要なもの

### ① 使用済お食事券

13桁の番号周辺には、領収印やメモ書きをしないでください。

この枠内に店舗印を押してください。

- 必ずミシン目で切り離された状態のものを、輪ゴムなどの取り外しが容易なもので束ねてください。(ホッチキス不可)
- 破損等により、セロテープ等で補完したもの、折り目の強いもの、しわが多いものは別に束ねてください。

### ② 精算集計票

必ず自店のものをお使いください。

提出日を記入してください。

合計枚数を記入してください。

合計精算額を記入してください。

- ボールペンで強く記入してください。(鉛筆不可)
- 記載内容に訂正がある場合は、原則、新たな集計票に書き直してください。
- 集計票は2枚綴りで1セットになっています。2枚綴りのうち「提出用(1枚目)」を送付、「保管用(2枚目)」は大切に保管してください。

### ⚠️ ご注意

- 必ず自店の精算集計票を使用してください。
- 取扱店コード・店名を追記、修正した精算集計票は無効となります。

## 3. 精算の手続

### 精算の方法

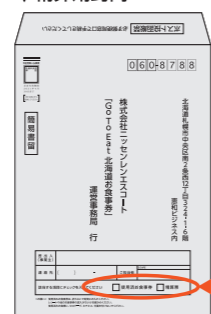
### 精算に必要な ① 使用済お食事券

### ② 精算集計票(提出用) を

指定の「精算用封筒」を使用し、「郵便局窓口」よりお送りください。

- ポストには投函しないでください。(簡易書留のため)
- 指定外の方法で送る場合の郵送料は、取扱店様負担となります。
- 送付前に使用済お食事券および精算集計票をご確認のうえ、送付してください。
- 精算集計票の取扱店控は、振込が完了するまで適切に保管してください。

### ▼精算用封筒



※郵便局窓口での手続となり、ポストの活用はできません。  
※送付前に使用済お食事券および精算集計票をご確認のうえ、精算用封筒の該当欄に必ずチェックを入れて送付してください。

## 4. 精算の受付とスケジュール

精算は全10回を予定しています。回収受付締日までに届いた分をおおよそ10日後を目処にご入金いたします。詳しくは、登録後送付の取扱店マニュアルに記載の内容をご確認ください。

# Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れてください。

### 【営業形態】

□当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。

◆次のいずれかに該当します。

□当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

□当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

### 【行政への協力】

□当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。

□当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。

□当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

□登録の際に提供した情報及びGo To Eat の対象店舗となった場合はその旨をGo To Travel事務局に提供することに同意します。

### 【北海道における感染症対策に関して】

□「新北海道スタイル」を実践し、「新北海道スタイルステッカー」又は「新北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示します。

□「北海道コロナ通知システム」を導入し取得したQRコードを店舗内に掲示し、利用客入店時又は着席時に登録呼びかけを行います。

### 【ガイドラインに基づく取組等】

□当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。

□当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生

を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。

- 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
- 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
- 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

□当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。

□当店は、Go To Eat キャンペーンの参加飲食店として登録するに当たり、所在する【都道府県】が定める参加条件である【ステッカー、ポスターの掲示等】の取組を実施します。

□当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。

- 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
- できる限り混雑する時間帯を避けること。
- 大人数での会食や飲み会を避けること。
- デリバリーやテイクアウトを活用すること。

□当店は、席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。

- 食事の前に手洗い・消毒をすること。
- 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりにくい大量の飲酒を避けること。
- 食事中以外はマスクを着用すること。

□当店は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

